

滑川商店連合協同組合発行商品券の 利用終了及び払戻し実施のご案内

平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、滑川商店連合協同組合発行の「商品券」につきましては、令和7年4月10日（木）をもちましてご利用を終了させていただき、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、払戻しを実施させていただきます。

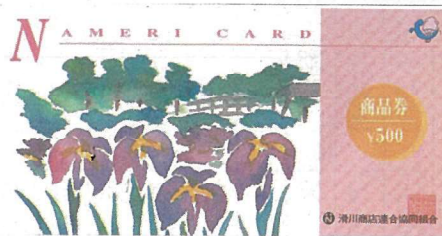
「商品券」をお持ちのお客様は、ご利用終了日までにご利用いただくか、以下の払戻し期間内にお申し出いただきますようお願い申し上げます。

ご利用終了及び払戻しを行う前払式支払手段の種類

500 円券



1,000 円券



ご利用終了日

令和7年4月10日(木)まで

払戻しの申出期間

令和7年4月14日(月)～令和7年7月31日(木)

払戻し場所 滑川商店連合協同組合事務局（滑川商工会議所内）

払戻し時間 午前9時～午後4時（土日祝祭日を除く）

※ 上記期間内に申出されない場合は、当該払戻し手続きから除外されますのでご注意ください。

申出及び払戻しの方法

当該商品券を払戻し場所にご持参し、「受付窓口」にその旨をお申し出ください。

確認の上、その場で当該商品券と交換に額面通りの現金をお支払いします。

お問い合わせ先

滑川商店連合協同組合事務局（午前9時～午後4時、土日祝祭日を除く）

〒936-0057 滑川市田中町132（滑川商工会議所内）TEL (076)475-0321